

〔平成九年度共同研究〕近世の農民・自然・年貢制度

近世の「地主制」と質地慣行

—越後国頸城郡岩手村佐藤家を事例として—

舟橋明宏

はじめに

本稿では越後国頸城郡岩手村佐藤家を事例とし、近世段階に独自の発展を遂げた「地主制」の内部構造を、その独自性に着目しつつ解明することを課題とする。ただし、全面的な検討は、筆者の力量不足による制約から他日を期することにし、小作慣行・支配人制度・割地制を中心に、その一端を明らかにすることとしたい。

越後国頸城郡の「地主制」と村落社会については、高沢裕⁽¹⁾、丹羽邦男⁽²⁾、中山清⁽³⁾、渡辺尚志⁽⁴⁾、舟橋⁽⁵⁾、松永靖夫⁽⁶⁾等の一連の研究がある。それぞれの論点は多様であるが、一方で大きな対立点も存在している。それは村落共同体の評価についてである。

高沢は、本稿と同じ岩手村佐藤家を事例に、十八世紀中期に地主に不利な経営転換があることを、「この転換の後を通じて存在する地割り慣行と、それによって地主制を牽制している『村』はもはやその決定的理由とはなりえない」としている(高沢①論文二二〇五頁)。地主が経済的に他を圧倒していることから、共同体を解体させていると考えているのである。しかし、高沢③論文では、割地制は近世的慣行であり、農民層の「近代的分解」とは対立関係にあるが、日本の「寄生地主制」の反動的な特殊性から、「それなりに結合して歴史的に存在しうることも予想」される、としている。

また、中山は、割地制下の三島郡夏戸村を事例に、割地を実施していても軒前の集積で、地主的土地所持の成立・展開は可能であったが、大地主の成立には至らず、村方地主の下で「割地制的村落構造」が存続する。「村落の枠をこえた軒前集積」による大地主の生成・展開は、「土地村外流出を村方衰微の基とする村落共同体的規制は乗りこえられたこと」を示す、としている(中山⑧書二五九頁)。そして、魚沼郡干溝村を事例に、土地流出禁止が実現しているのが、「共同体的な土地所持は持続していた」としている(中山⑧書二七八頁)。中山は土地の村外流出を解体の指標としているのである。

松永は、①論文では、頸城郡広島村を事例に、割地制の発達の頂点が、地主制の発達の頂点であったとし、村内地主が割地制を前提として成長したことを検証している。化政期に村内の地主が後退すると、村外資本が流入し、持高の村外流出が進行する。しかし、割地制の闖取権を梃子に、村内百姓の土地に対する権利を留保しているという。②論文では、質流地に対する旧地主の権限、質地請戻権、百姓の土地所有への「村の関与」に関する議論を踏まえ、「差配」・支配人の分析を深めている。支配人の任務・権限・給分は、村外地主が一方的に決めるのではなく、村の慣行によって維持されていたという。

この土地所有への「村の関与」に関する議論を主導したのが、丹羽と渡辺である。丹羽②書では、全国的に近世の農民の所持地が、共同的性格を帯びていること、村を単位に田・畑・山・屋敷が有機的結合関係を結ぶこと、を検証している。地租改正はこれらの所有の環を否定した上に、私的所有権の絶対性¹¹近代的土地所有を樹立したという。また、旧柏崎県の地租改正事業を検討し、(A)地主は作徳米取得権者に近いこと、(B)旧新潟県は質取主に地券を交付する方針で、旧柏崎県は質置人に交付する方針であったが、明治六年(一八七三)六月に合併すると、旧柏崎県で新旧地主の紛争が頻発して旧県の方針を撤回したこと、を明らかにしている。多様な慣行の廃絶が課題になっていたという。

渡辺の共同体論・「間接的共同所持」論の大きな特徴は、共同体的土地所有の対象を、従来から考えられてきた入会地・村有地に限定するのではなく、耕地部分にも拡大して理解したことにある(渡辺①書七頁)。入会地などには「直接的共同所持」として、そして耕地部分にも「間接的共同所持」という形で、村が土地所有に関与しているのである。このような「村の関与」を前提としている、近世の質地関係は、旧地主・小作人の権限が強く、「質入れ・質流れ・売却の境界は曖昧であり、小作人が耕作権のみならず、分割所有権も有している場合」があったという(渡辺④論文三九頁)。また、渡辺③論文では、岩手村佐藤家の村外の掛持地を事例に、地主的土地所持と村落共同体との相互関係を説明している。村落共同体と村外地主とは、共存・対立の両面の関係があったが、領主の支持により、次第に村外地主が優位になると理解している。村落共同体は、村外地主の自由な権利行使を規制し、村人の土地に対する権利を擁護している。支配人・小作人は、村落共同体を後ろ盾にして村外地主に対抗していた。このような村外地主に対して結束して対抗するという村落共同体の性格は、弛緩しつつも幕末まで存続していることを検証している。

以上、「村の関与」や村落共同体の評価は異なっているが、同時に共通認識も成立していることが分かる。頸城郡

の多くの村では小作料は村側で決めており、個々の諸慣行が運用される過程で、各局面で「村の関与」が検出できることは、多くの賛同が得られるのではない。また、頸城郡では、様々な質地慣行・小作慣行・割地制が強固に存続し、「地主制」に大きな制約を与え、地主的土地所有が不安定・未成熟であることも、大きな異論はないのではない。これは、所有権の明確な移動を伴う土地所有を元にした「普通小作」には、諸慣行に規制されて、容易には転換しなかったことを示している。筆者は、丹羽・渡辺・松永の立場が妥当であると考えている。現段階は、関与を指摘するだけでは不十分であり、関与を前提にして内部構造を説明することが求められていると思われる。地主経営の都合だけを見たり、地主・小作間の関係だけで考えることは、部分的な説明は可能でも、「地主制」全体の特質を説明することにはならないと考えるからである。現実の在地社会から慣行だけを切り離し、慣行だけを分析することも不十分であろう。

そこで本稿では、村落共同体との関係を勘案し、諸慣行や支配人が近世の「地主制」の中でどのように位置付いているのか、佐藤家という一地主を事例にしてその内部構造を検討していきたい。前掲舟橋論文では十八世紀中後期を中心に、視点を佐藤家の居村内に限定し、質地慣行・割地制・地主制の相互関係を検討した。本稿では、対象を村外の諸村支配地にまで拡大し、論点を敷衍していきたい。第一節では、岩手村内部を事例に、二種類の小作慣行のあり方、割地制との関連を検討する。第二節では、佐藤家の諸村支配地の変遷を検討し、土地制度のあり方から類型的に把握することを試みる。岩手村も含めて、土地制度のあり方の異同を比較検討する。第三節では、芋嶋村を事例に、質地慣行のあり方、地主と支配人・小作人の関係について分析を深めていく。

第一節 佐藤家の岩手村内の地主経営

1 岩手村の概観

本節では前稿の分析を踏まえて、新たな知見を加え、二種類の小作慣行のあり方、そして地主経営の動向について、検討していく。⁽²⁾ 岩手村は、寛保二年（一七四二）の榊原氏の高田入部以来、明治まで高田藩領であった。

村高のうち本田畑屋敷色高二一九・四〇八石、新田畑高二四・一三三三石である。本田畑屋敷色高は、「名割十六前」一八三・一四五七一石、「門前高」二六・七四四〇二石、三右衛門高八・一一〇二七石、えた高一・四〇三石、の四グループに分けることができる。このうち「名割十六前」分だけが割地の対象地であった。「門前高」は門前佐藤という特別の二家の名請地、三右衛門高は隣村の高畑村庄屋湯本家の名請地であった。特別な「由緒」を持つ土地は、割地から除外されていたのである。割地から除外されていた新田畑高も、この区分が貫徹していた。新田を所持しない他身分を除き、新田畑も「名割十六前」・「門前高」・「三右衛門高」の三つのグループに分けることができた。

十六前の高は、文字通り十六等分され、それが「一前」となった。いわゆる「軒前」である。質地取引・年貢算用・諸負担は、この前数を基準に計算されている。年貢の算用は、「一前」当たりの年貢負担量を計算し、各自の前数に掛けて割賦している。例えば、「名割十六前」全体の年貢が納米八〇石と仮定すると、「一前」当たりは納米五石となる。ある百姓が〇・一二五前を所持していれば、負担する年貢は納米〇・六二五石である。本稿では、このように年貢算用の基準となる前数を「免前」と呼びたい。「持高」と同じ機能を果たす。

次に、佐藤家について見ていこう。天和三年（一六八三）の検地（佐八〇〇五）で佐藤家は、本田畑屋敷色高六六・〇九二石（村全体の三〇%余）、新田畑高四・六九三石（村全体の一九・四%余）を名請していた。翌々年に作成された

「小前高附帳」(佐八三二二)では、本田畑屋敷色高一七・二一九〇八石(村全体の七・八%)と大きく高を減少させている。これは経営の破綻ではなく、高分けによる小農自立の進展と考えられる。その後、元禄七年(一六九四)の持高三〇石余、元禄九年(一六九六)に高四二・八二六四石、享保十一年(一七二六)に高八六石余、宝暦二年(一七五二)に高一二一石余、天明八年(一七八八)に高一三九石余、寛政十年(一七九八)に高一四九石余と土地を集積している。化政期に一時的に高一二〇石代まで持高を喪失するが、弘化年間には高一四〇石代の後半にまで回復している。村外の掛持高については後で見ることにする。

2 岩手村の小作慣行と割地制

佐藤家の岩手村内の所持地は次のような構成になっていた。宝暦十年(一七六〇)の例である。

・十六前 一〇・一二五前 六・〇 前(直支配)

四・一二五前(支配人委託)

・門前高(含新田) 半右衛門前 (省略)

・新田 一四・三〇八石 全て直支配

割地対象の十六前のうち一〇・一二五前を集積し、そのうち六前を佐藤家が直接「支配」し、残る四・一二五前の管理を村内の支配人に委託していた。また、門前以外の新田は全て「直支配」していた。

岩手村には二種類の小作地が併存していた。ひとつは、支配人委託方式である。前稿では「名・高基準」小作地と名付けた。宝暦十年の例では、免前一〇・一二五のうち、割地で圃を引き、「直支配」するのは六前だけである。残りの四・一二五前は支配人に「名・高基準」小作地として貸していた。その際の入立米(貢租諸掛+小作料)は「二前」

単位で決まっていた。入立米は、「一前」あたり一三石だったが、安永六年（二七七七）から一二・六石、文政期から一二・四石と次第に低下していく。地主が支配人に管理を委託する前数、支配人にとって地主から借りる前数を「支配前」と呼ぶ。地主は「免前—支配前」が「直支配」になり、支配人は「免前+支配前」が「直支配」になる。十八世紀段階では、この「直支配」の前数が割地の圃取権に一致していた。

もうひとつの小作地は、「直支配」の中に含まれている。前稿では「反別基準」小作地と名付けた。「直支配」は、小作人に貸し出す「反別基準」小作地、それに地主手作分から構成されていたのである。

次に、表1を見てみよう。岩手村の割地では、次のように耕地を組み合わせている。まず、有歩三〇〇、六〇、二〇〇、三六〇、一〇〇歩ごとに耕地ブロック（二〇〇何百歩割）と呼ばれるを十三から十四箇所程度設定する。そして、ひとつの耕地ブロックを「一ノ割」と「二ノ割」の二つに分け、さらにそれぞれ十六等分する。圃取は、各耕地ブロック毎に圃取権の分だけ引いていく。例えば、免前〇・五前を所持し、佐藤家から支配前〇・五前を（名・高基準）小作地として）借りている者は、一圃分の圃取権を有している。割地では、「早稲田割」から一圃を引き、「姫鶴田割」から一圃を引き、「沖浦割」から一圃を引き、と順々に全耕地ブロックを圃引していく。「一ノ割」と「二ノ割」がある耕地ブロックは、それぞれ十六等分されているので、全部で三十二等分されている。しかし、実際には「一ノ割」と「二ノ割」の耕地片をひとつに組み合わせてあり、十六等分の圃になっていた。ただし、組み合わせた耕地片が隣接しているわけではない。同じ耕地ブロック内の耕地片は、同じ生産力になる名目であり、圃引の手間を省く処置なのであろう。耕地片を合計すると、一前分の反別は一町三反六畝一〇歩（四〇四〇歩）になる。

岩手村の「名割十六前」の耕地は、「耕地ブロック（二三〜四グループ）」×「一ノ割・二ノ割の二グループ」×「十六箇所の耕地片」、つまり三六八箇所程度の耕地片に細分し、把握していたことが分かる。「反別基準」小作地は、こ

表1 免前1前の所持地(雑型)

耕地ブロック		区画	入立米 [石]	全有歩 [歩]	1前有歩 [歩]
早稲田60歩割		16	0.24	960	60
姫鶴田200歩割	一ノ割	16	0.8	3200	200
	二ノ割	16	0.8	3200	200
町浦・浦沖360歩割	一ノ割	16	1.3	5760	360
	二ノ割	16	1.3	5760	360
鴨潜300歩割	一ノ割	16	1.2	4800	300
	二ノ割	16	1.2	4800	300
五反田300歩割	一ノ割	16	1.2	4800	300
	二ノ割	16	1.2	4800	300
横枕300歩割	一ノ割	16	1.2	4800	300
	二ノ割	16	1.2	4800	300
鬼谷300歩割		16	1.2	4800	300
(小計①) 12		192	12.84	52480	3280
百歩割		16	?	1600	100
八十歩割		16	?	1280	80
沢割七拾歩		16	0.11	1120	70
川原畑三十歩割		16	?	480	30
麻畑三十歩割	一ノ割	16	?	480	30
	二ノ割	16	?	480	30
新田六拾歩割		20	?	1920	120
百歩割	一ノ割	16	?	1600	100
	二ノ割	16	?	1600	100
	三ノ割	16	?	1600	100
(小計②) 11		176	?	12160	760
①②合計23		368	?	64640	4040

[出典] 佐8009, 8013

[備考] 「新田六拾歩割」は、「くし取ハ三拾貳書=候処、友右衛門屋敷之内=圃込候故、如此=候」。区画の合計23は、同所を2つと数えた。また、特殊な割方をする「残歩」は少量なので省略。

の最小の耕地片単位に貸借していたのである。入立米も村で公定してあり、主力となる耕地は有歩一〇〇歩あたり米四斗（＝米一俵）であった。その他の「百歩割」以下の耕地ブロックは、より低い入立米になっている。確認できる限り、元禄と明治の間で「反別基準」小作地の入立米は、全く変化していない。

二種類の小作地は、割地制との関連で大きな違いがある。「名・高基準」小作地は、割地の圃取権毎の貸与である。「反別基準」小作地は、地主が圃を引き、「直支配」になった耕地のうちから、耕地片を切り離して小作人に貸与する形である。このように、二種類の小作地は、違いも大きいのが、ともに割地制を前提としていることは共通している。このことは、「地主制」が割地制を前提にして成り立っていることを示している。

一前を直支配して全てを「反別基準」小作地として貸し出した場合、主力となる「早稲田」から「鬼谷」までの入立米の合計は一二・八四石となる。残りの耕地ブロックも加えれば、「名・高基準」小作地一前の入立米一三石を超えることは確実である。地主としては直支配を増やし、「反別基準」小作地を増やした方が入立米を多く回収することができた。しかも、「名・高基準」小作地の入立米は次第に低下し、「反別基準」小作地の入立米は変化していないのである。

前稿と同じように、宝暦十二年（一七六二）の孫八の例を見てみよう。入立米を決算する「年貢米場帳」（佐三三七二）の記載である。括弧内の記載は、分かりやすいように加筆した部分である。

〔史料〕

一、米五斗六升九合九勺（①）免前〇・一二五分の年貢米納分

此依一俵一斗七升九合九勺

近世の「地主制」と質地慣行（舟橋）

一、同一升

(2) 余荷負担分)

嶋くら畑代米

此納

(實際の納入量)

八合七勺

(共有地からの出分)

中間田

廿二俵

十月十三日

(本人納入分)

平六蔵

十四俵

十一月十七日

(本人納入分)

平六蔵

三俵

高畑安左衛門分

(反別基準の取分)

三右衛門場

(10)

三十八俵八合七勺

内

一俵一斗七升九合九勺 (免前〇・一二五)

上納引

(1)

八俵五升

(支配前〇・二五)

佐三右衛門へ渡

(4)

二拾俵一斗二升五合

(支配前〇・六二五)

友右衛門へ渡

(5)

三俵一斗

(反別基準)

嶋くら太左衛門新田

同人へ渡

(6)

一俵一斗

(反別基準)

岩手新田坂の上

同人へ渡

(7)

二斗六升八合二勺五才

(反別基準)

下西入立

同人へ渡

(8)

三俵

(反別基準)

うり畑

文助へ渡

(9)

小以 三十八俵二升三合一勺五才

(3) 納めるべき量)

指引 一升四合四勺五才

不足

平六と友右衛門が佐藤家である。①②の合計が、この年に孫八が納めなければならない、孫八所持の免前分の貢租諸掛の米納分である。「小以」③が、この年に孫八が納めなければならない入立米の総量である。孫八所持の免前に加え、孫八が請け負った「名・高基準」小作地の入立米④⑤、孫八が借りた「反別基準」小作地の入立米⑥⑦⑧⑨が書き上げてある。孫八は自分で免前〇・一二五前①を所持し、米山寺村佐三右衛門から支配前〇・二五④、佐藤家から支配前〇・六二五⑤を借りており、全部で一〇前を直支配していた。その他に佐藤家から三箇所⑥⑦⑧、文助から一箇所⑨の「反別基準」小作地を借りていた。この文助も、免前〇・一二五を所持し、佐藤家から支配前〇・三七五を借りており、孫八と同じ階層に属していた。「うり畑」の入立米は一・二石⑨なので、割地対象地の内のある耕地ブロックに属する有歩三〇〇歩の耕地片と思われる。

年貢と地主作徳米を入立米として一括して処理しているので、地主制（小作慣行+作徳米取得体系）と村請制（年貢米取得体系）は、密接に連環していることが分かる。両者はともに割地制に立脚し、割地制を前提とした仕組みになっていたのである。

また、注目したいのは、「此納」の三俵⑩である。これは、孫八が高畑村安左衛門に貸与している「反別基準」小作地である。入立米が三俵なので、有歩三〇〇歩の耕地片と思われる。入立米は、小作人から取得するのではなく、岩手村に掛持高を持つ高畑村庄屋湯本三右衛門から入手している。岩手村の「場帳」での帳簿上の決済であり、三右衛門の記載部分を開いてみると、「内」部分に孫八への「三俵」が記してある。孫八に「反別基準」小作地を借りていた安左衛門と、岩手村に掛持高を持つ高畑村庄屋三右衛門の間は、おそらく高畑村の「場帳」で決済しているのである。また、孫八は免前を〇・一二五前だけを所持しているので、貸与している有歩三〇〇歩の耕地片（ある耕地ブロックの一園分）は、六二・五%が佐藤家名義、二五%が佐三右衛門名義、一二・五%が孫八の自分名義のはずである。

る。このような支配人・小作人同士での「反別基準」小作地の貸借(中小作)も頻繁に行われていた。

中山清はこのような「中小作」を史料的に確認することが困難であると、「地主家の史料に公然とは出てこない、地主の黙認の下での慣行であったからである」と述べている(中山⑦書五八頁)。しかし、岩手村の場合には、年貢帳簿の「場帳」を使うことによって、容易に復元することができる。このことは、地主経営のために作成された地主帳簿だけでは、中小作も含めた地主・小作関係全体を把握できないことを示している。地主経営や地主・小作関係を分析するには、地主帳簿ばかりではなく、年貢帳簿も併せて検討し、両者の連動や史料論的な検討も加味する必要がある。もちろん、地主帳簿に記載されないこと自体にも意味がある。しかし、「地主の黙認」ではなく、支配人の権限、そして支配人が「地主制」に占める位置の問題として考える必要がある。「名・高基準」小作地の場合、支配人がその土地をさらに「反別基準」小作地として貸し出すのか、そのまま手作にするのかは、地主が関与できなかったと考えるべきである。

3 十八世紀中期の農業生産の段階

佐藤家は宝暦・明和年間に経営転換を図り、「名・高基準」小作地に経営の比重を移していく。それまで村内の支配人は、高持の百姓に限られていた。その後、無高の者を新たに支配人に取り立て、「名・高基準」小作地を拡充していく。しかし、その方向が確定した十八世紀中期の段階で、佐藤家は推定で五町歩を超える手作地を抱え、手作分の充実も図ろうとしていた。「作物取揚収納米留帳」という地主帳簿には、耕地片ごとの品種や蒔束数、脱穀・調整過程を詳しく記してあり、当時の稲作の生産性を知ることができる。

表2でその記載を整理した。前稿でも見たように、稲束は百歩あたり二五束で、一反あたり七五束程度になる。表

表2 18世紀後半期の農業生産性

	A	B	C	D	E	E/B	F
	稲束 (束)	玄米 (石)	種粉 (石)	推計 (石)	撰粉 (石)	撰粉率 (%)	反当米 (石)
宝暦12年	4150.0	95.6	24.4	107.8	31.0	32.4	1.95
明和2年	4273.0	74.4	41.1	95.0	27.5	37.0	1.67
明和9年	3547.0	61.8	23.6	73.6	32.5	52.6	1.56
安永3年	3737.0	65.0	14.4	72.2	30.9	47.5	1.45
天明2年	3313.0	56.2	32.2	72.3	20.4	36.3	1.64
天明5年	3941.5	56.9	28.2	71.0	27.1	47.6	1.35
(平均)	3826.9	68.3	27.3	82.0	28.2	41.3	1.61

【出典】 佐2398, 2400~2402, 2405, 2406, 2411~2417

【備考】 数字は小数点以下第2位四捨五入。D「推計」は粉「五合摺」として玄米(B+C)の推計。Fは1反当たりの稲束75束と想定し、(75束×D)÷A。

では、種粉のように粉の形で保存する分も「五合摺」として換算してある。記述の完備した六年分の平均は、反収が1・六一石になる。⁽⁸⁾この数値は、明治十一年(二八七八)の裏日本米作単作地帯の平均一・三石(全国平均一・一石)よりも高く、畿内先進地の二・〇石余よりも低く、中間的な位置にあるといえよう。⁽⁹⁾小作人も地主手作と同じ収穫を得ることができるのであれば、「反別基準」小作地一反あたり入立米一・二石負担しても、〇・四石(一俵)余の米が小作人の手元に残ることになる。

特に注目したいのは撰粉率の高さである。この地域では、支配人・小作人の手で小作地の入立米が蔵入されるので、玄米の四割を超える「撰粉」は、支配人・小作人の手元に全て残ることになる。小作人が地主手作と同水準の収穫を得ると仮定すれば、「反別基準」小作地一反の入立米を負担しても、玄米〇・四石と撰粉〇・一六石が手元に残ることになる。また、撰粉率の高さから考えると、調整には土白を使用していたと思われる。労賃の高騰、それに出稼ぎ盛行による労働力の確保が困難な状況下で、地主手作経営は、短期間に大量の粉を処理しなければならなかった。地主手作では、撰粉率を低下させるのには限界があったと思われる。

支配人・小作人の経営の方が、地主手作経営よりも撰粉率が低い可能性が高い。

さらに米の品質も加味して考えてみよう。先に反当の稲束を七五束と推定したが、安永以降に中晩稲の主力になる「借金返シ」等の品種は、反当で一〇〇束を超えるようになる。しかし、増加した稲束分だけの収穫量が得られていない。前稿の註22では、「分けつ数は多かったものの、穂が小さかったり、花の数が少ない等の理由により、実の数が少なかったためと思われる。「借金返シ」等の品種は価格・等級がやや低い「町米」として扱われる場合がほとんどだったので、米としての品種も劣っていた」と説明した。頸城郡では大きく分けて「蔵米」と「町米」という二種類の米の等級が存在していた。「蔵米」の方が高い価格で取引され、「町米」は年貢米としては納入できなかった。佐藤家が取得する岩手村の入立米を見ると、「名・高基準」小作地の入立米は全て「蔵米」である。「反別基準」小作地は、元文四年(一七三九)の段階でも「蔵米」五四・〇四石と「町米」〇・一七石であり、入立米のほとんどを「蔵米」として取得できている(佐二三五一)。

次に、表3を見てみよう。岩手村の十六前分の質地証文を全て整理した。宝暦一年(一七五二)まで質入代は、金銀米の併記になっている。その後は金に統一され、しかも一前あたり金一〇〇両に固定されることが分かる。それ以前は、金のみ記載例から換算すると、一前あたり金一二〇両になる。質入代金の引き下げられたことが分かる。注目したいのは、享保八年(一七三三)以前の記載である。代米併記の事例で「町米」への換算が見られる。これは、質取主が年貢米・小作米の不足分を「蔵米」の形で貸与し、質置人が「町米」で返済することが想定されていたと考える。この段階では、岩手村でも、「町米」をかかなりの割合で産出していたことを示している。¹⁰⁾

佐藤家の手作を見てみると、宝暦十二年(一七六二)の収穫米は、品質不明の「飯米」が五〇俵、「蔵米」が八〇俵、「町米」が二四俵(前年は四一俵)に振り分けている(佐二三九八)。「飯米」が全て「蔵米」に該当するとしても、「町

表3 岩手村の質代金と質地取引の分布

年代	件数	前数	代金銀米の表記(件数)					備考
			金米	金米銀	米	金	金銀	
元禄7年	1	0.25	1	—	—	—	—	
元禄8年	9	0.25	6	—	—	—	—	
		0.125	1	—	—	—	—	
		0.25	—	—	2	—	—	町米換算
元禄9年	6	0.25	4	—	—	—	—	
		0.125	1	—	—	—	—	
		0.125	—	1	—	—	—	
元禄10年	1	0.25	1	—	—	—	—	町米換算
元禄12年	1	0.25	1	—	—	—	—	町米換算
元禄13年	4	0.5	1	—	—	—	—	町米換算
		0.25	2	—	—	—	—	町米換算
		—	1	—	—	—	—	山高0.25石
元禄14年	1	0.5	1	—	—	—	—	
宝永4年	2	0.25	2	—	—	—	—	町米換算
宝永5年	1	0.25	1	—	—	—	—	
享保5年	1	0.25	—	—	—	—	1	
享保8年	1	0.25	1	—	—	—	—	町米換算
享保11年	2	0.125	2	—	—	—	—	
享保13年	1	0.125	1	—	—	—	—	
享保17年	2	0.125	—	—	—	—	—	記載なし
		0.125	1	—	—	—	—	
享保19年	1	0.125	1	—	—	—	—	
享保20年	2	0.125	2	—	—	—	—	
元文1年	1	0.125	1	—	—	—	—	
元文2年	1	0.25	1	—	—	—	—	
元文3年	5	0.125	4	—	—	—	—	
		0.375	1	—	—	—	—	
元文5年	1	0.125	—	1	—	—	—	
延享2年	1	0.125	1	—	—	—	—	
宝暦1年	2	0.25	1	—	—	—	—	
		0.125	1	—	—	—	—	
宝暦4年	2	0.25	—	—	—	1	—	金30.00両
		0.125	—	—	—	1	—	金12.50両
宝暦9年	1	0.375	—	—	—	1	—	金45.75両
宝暦10年	3	0.25	—	—	—	2	—	金25.00両
		0.125	—	—	—	1	—	金12.50両
明和2年	3	0.625	—	—	—	1	—	金62.50両
		0.25	—	—	—	1	—	金25.00両
		0.0625	—	—	—	1	—	金6.25両
明和3年	1	0.125	—	—	—	1	—	金12.75両
明和4年	2	0.25	—	—	—	1	—	金25.00両
		0.125	—	—	—	1	—	金12.50両
明和5年	2	0.375	—	—	—	1	—	金37.50両
		0.125	—	—	—	1	—	金12.50両
明和7年	1	0.25	—	—	—	1	—	金25.00両
明和8年	2	0.125	—	—	—	2	—	金12.50両
安永2年	1	0.125	—	—	—	1	—	金12.50両
文化3年	1	0.5	—	—	—	1	—	金50.00両
天保8年	1	0.25	—	—	—	1	—	金25.00両
弘化5年	1	0.25	—	—	—	1	—	金25.00両

[出典] 佐3425~8166

[備考] 「門前」分を除いた岩手村本田分の質地証文を全て整理した。「町米換算」は証文で換算してある場合。

米」の比率は一八%余になる。ところが、同年に佐藤家の蔵に運び込まれた各村の入立米は、「蔵米」が一八三俵、「町米」が一四俵(前年は三二俵)である。「町米」の比率は、七・六%余にしかない。寛政八年(一七九六)を見てみると、手作からの収穫米は、「飯米」が六九俵、「蔵米」が七俵、「町米」が二〇俵になっている(佐三三三九)。同じように「飯米」を処理しても、「町米」の比率は二六%を超えている。同年は村内分の入立米の記載しかないが、一三〇俵であり、「蔵米」と「町米」の区別はなくなっている。小作地からの入立米よりも、地主手作経営の方が、「町米」を産出する比率が高いことが分かる。

岩手村では、享保五年(一七二〇)に村内の(高持)支配人の最初の一人が登場し、以後漸増し、寛保二年には八人になる。このような「名・高基準」小作地が展開する前提として、支配人・小作人の努力によって、米の品質の安定・上昇という生産力の前進があつたのではないか。米作単作地帯における地主手作経営の停滞性(「所有と経営の分離」の必然性)には、米の品質を加味する必要がある。地主は、手作にするよりも小作に出した方が、「蔵米」を高い比率で取得することができた。十八世紀前半は、技術的に小農経営が地主手作経営に並び、それを乗り越えた時期にあたるのではないか。生産力の上昇を反収だけで見るとは不十分である。

4 小括

岩手村では、「由緒」のある高が、割地の対象から除外されていた。この高の区分は、明治まで存続し、地租改正のあり方まで規制していた。⁽¹⁾享保年間に、「門前」の一部が佐藤家の持高になっていたが、その大部分が「門前」に地券が交付されている。「十六前」には見られない破格の取扱である。これは、「門前」では旧地主の権限が強く存続し、「普通小作」に転化しないことを示している。一村内でも、「普通小作」への転化には、差があつたのである。

岩手村では、地主制（小作慣行＋作徳米取得体系）・村請制（年貢米取得体系）・割地制が密接に連環した「三位一体」の体制になっていた。佐藤家の地主としての発展の方向性は、三者の相互関連に規定されていたと考えられる。地主としては、地主手作が独自に発展する条件は失われていたとしても、直支配を増やし、「反別基準」小作地に充てた方がより多くの入立米を入手することができた。しかし、現実には、直支配を増やす方向には進まなかった。支配人を新たに設定し、「名・高基準」小作地を増やす方向に進んでいったのである。どのようなメカニズムで、「名・高基準」小作地を拡充する方向に進んでいったのであろうか。

第二節 佐藤家の諸村支配地とその類型

1 佐藤家の掛持高とその変遷

佐藤家は元禄九年（一六九六）には、村外に高一〇石余を所持するだけの規模であったが、元禄・享保期に著しく質地を集積し、宝暦十一年（一七六一）に岩手村も含めて持高四二二・一二五三九石にまで拡大する。明和五年（一七六八）に分家を出して高を減らす、寛政期に持高四〇〇石に回復している。十九世紀に高を喪失するが、高三〇〇石を維持する。

表4では、十八世紀後半以降の佐藤家の各村の持高を整理した。宝暦十一年（一七六一）には、十八カ村に掛持高を所持している。そのうち十二カ村では高一〇石を超え、二〇石以上の村は米山寺村・芋嶋村・下灰庭新田村・岸（雁）海村・赤沢村の五カ村で、岸海村を除く四カ村は岩手村と村境が接する隣村である。寛政十二年（一八〇〇）には、掛持高は十五カ村に減少している。十カ村で高一〇石を超え、二〇石以上の村は下条村が増えて六カ村になる。

表4 佐藤家の所持地一覽

村名	村高	宝暦11年 持高	明和3年 持高	寛政12年 持高	弘化2年		備考	高田藩の郷蔵組 寛政8・天保9
					持高	前数		
岩手村	243.541	142.236	153.9681	147.3285	147.64827	11.0625	◎	下条・米山寺
米山寺村	334.493	48.98715	50.7685	50.032825	45.42443	6.375	◎	?・米山寺
芋嶋村	494.029	28.45152	36.35472	64.80624	28.45152	2.25	×	下条・芋嶋
上灰庭新田	↑	13.20716	13.20716	13.4774	6.18339	2.2916	◎	下条・芋嶋
下灰庭新田	119.352	26.6291	26.6291	26.6291	21.9516	—	?	下条・芋嶋
水野村	175.964	13.74436	12.0096	11.94195	15.34142	—	◎	?・米山寺
中山村	206.164	2.74462	2.74462	2.74462	2.64464	—	?	下条・芋嶋
猿毛村	206.208	1.4075	1.4075	1.4075	1.4075	0	×	下条・芋嶋
阿弥陀瀬村	183.8余	16.9703	10.0	4.3688	4.3686	—	×	?・柳ヶ崎
百木村	687.754	6.30912	?	17.2987	17.21616	0	×	?・百木
岸海村	99.966	32.8411	33.8411	32.0187	12.2344	—	◎	?・柿崎
赤沢村	447.0余	33.2837	28.3016	23.30775	—	—	—	?・赤沢
上輪新田	297余	17.522	17.522	1.627	—	—	—	?・鉢崎
原町村	366.0余	13.4431	1.4937	—	—	0	—	?・原町
下町村	302余	12.90546	12.90546	—	—	0	—	?・下町
横山村	235.4余	16.19719	16.1972	—	—	0	—	?・芋嶋
鉢崎村	303余	4.08	?	—	—	—	—	?・鉢崎
上輪村	53.6余	0.45	0.45	—	—	—	—	?・鉢崎
上金原村	325.0余	5.80382	—	—	—	0	—	下条・下条
天林寺村	252余	—	4.784535	—	—	—	—	?・天林寺
下小野村	397.9余	—	—	14.2588	—	?	—	?・柳ヶ崎
落合村	393.008	—	—	2.93853	—	0	—	下条・下条
下条村	567.552	—	—	20.692	10.346	0.4375	×	下条・下条
馬正面村	573.631	—	—	—	2.3975	?	◎	?・馬正面
合計		422.12539	422.6991	434.878365	315.61543			

〔出典〕 佐9034-1, 2132, 8227, 8254, 後藤雅知「年貢米納入システムと郷蔵組」(『佐藤家論集』)

〔備考〕 芋嶋村の村高は上灰庭新田の高を合計したもの。当時は持添になっていた。合計は、明和3年高433.863石、明和6年高382.1547石になる。明和5年に分家を創出している。「?」は不明のもの。前数の「—」は軒前制を実施していないと考えられる村、「0」は軒前制を実施しているが佐藤家が所持していない村。「◎」は入立米(納米+作徳米)のうち、作徳米が納米を上回っている村、「×」は下回っている村。納米は年貢に諸掛の米納分を合わせた量。郷蔵組の「?」は高田藩以外の支配で、その多くは幕領。

弘化二年（一八四五）には、さらに減少して掛持高は十二カ村になる。七カ村で高一〇石を超え、二〇石以上の村は米山寺村・芋嶋村・下灰庭新田村の三カ村になる。宝曆から弘化の間で掛持高一〇石以上を維持しているのは、米山寺村・芋嶋村・下灰庭新田村・水野村・岸海村の五カ村である。米山寺村は高四五石以上、芋嶋村は高三四石以上、下灰庭新田村は高二一石以上を維持しており、この三カ村が村外の地主経営の中心になっていた。

表4で示したのべ二三カ村のうち、不明の二カ村を除いて十二カ村で軒前制を導入しており、少なくとも六カ村以上の村で地主得分が貢租諸掛を上回っている。佐藤家が持高を多く所持する岩手村・米山寺村が該当する。支配関係は、高田藩領と幕領が入り組んでいたが、全てが高田藩領になっている。これは文化年間に岩手村周辺の幕領がまとめて高田藩領に編入されたためである。

芋嶋村・米山寺村・水野村・岩手村の内部を見てみよう。志村洋により、この地域では村毎に掛持高率が大きく異なることが指摘されている。¹²⁾村高の村外流出が八割を超える村もあれば、一割にも満たない村もある。掛持高は、岩手村七・一四％、芋嶋村五〇・三四％、米山寺村二八・二二％、水野村三三・一八％となり、掛持高率の幅は大きい。また、同程度の掛持高を示す米山寺村と水野村でも、その内容は一樣ではない。米山寺村は佐藤家が最大で高四四石余、次いで岩野村の大地主籠嶋家が高四二石余、佐藤家分家が高七石余の三家のみである。水野村は佐藤家が最大で高一二石余、他に黒岩村が四家、城腰村が八家、中山村が一家、上小野村が一家、米山寺村が四家、芋嶋村が寺院一家であり、小規模・零細な掛持高が多い。芋嶋村は最大の黒岩村の大地主星野家が高一五八石余、次いで佐藤家が高四六石余、佐藤家と同族の米山寺村湯本家が高一六石余で、この三家で村高の四五％近くを所持している。残りの掛持高五％余を馬沢入村一家・上小野村一家・米山寺村二家・百木村一家・角取村一家・岩手村一家（寺院）が所持している。芋嶋村は米山寺村と水野村を併せた構成を示している。

佐藤家が持高を所持していた村々は比較的近距离に分布しているが、地主・小作関係の具体相や土地制度のあり方は一様ではない。村によってかなりの違いが見られるからである。さらに個々の村を見るために、類型的な把握を試み、内容を検討する。

佐藤家の諸村支配地は、次のタイプに分けることができる。

- ・① 軒前—割地制村落（岩手村、米山寺村、辛嶋村など）
- ・② 刈高—割地制村落（赤沢村など）
- ・③ 「石高」—割地制村落（岸海村など）
- ・④ 新田—非割地制村落（下灰庭新田村など）

2 岸海村の事例

「石高」—割地制村落は従来あまり知られていないタイプである。岸海村は村高九五石余の小村で、十八世紀後半には佐藤家が村高の三分の一を所持していた。明和二年（一七六五）に岸海村は、佐藤家に次の請書を提出している（佐三七二二）。佐藤家が小作料の減額を認めた条件に、村側が反したことに對し、約束を確認する内容になっている。

〔史料〕

一、当村之儀往古より高巻石之田方入立納米壹石弍斗、而小作致来候ニ付、右積りを以田地質物相渡候処、宝曆三酉年庄屋金左衛門・組頭九郎右衛門兩人其元江相頼候者、貴殿田地御入用無之内者田畑山林居屋敷畑共ニ入込、為手当高巻石ニ付入立米壹石壹斗ニ御取納被下候得者、縦令少分之悪作有之候而も年々之御手当故申出間敷、且

百姓茂相統致候段御頼申候得者、田方入立与名付候而者往古より之儀私ニ増減難儀候得共、彼是入込候上ニ而勝手筋ニ候ハ、小作支配之内者願之通ニ可致与御得心被下、右之通ニ而支配致来候、然ル所去年中申立ケ間敷儀申述心得違之至ニ候、右年之御手当之上者此已後少分之難作有之候共願ケ間敷儀申立間敷候、若世間ニ間触候難作等ニ及候ハ、其節御改可申候之間、御見分之上引方米御沙汰可被下候

一、去申年田地平均割之節支配人々鬪引ニ致小作致度段相願候得者御得心被下候、当村之儀往古より拾年或ハ拾五年ニ壹度ツ、又其年数ニ不限田地割望之者有之候得者老村平均割之極ニ候、勿論貫殿当村三ヶ老持高之儀ニ候ハ若田地御入用之節者平均之上高ニ応シ反別一所ニ鬪取を以御引所可被成候、其節少茂異儀申間敷候
右之通得心之上一札指出申所仍如件

注目したいのは次の諸点である。①宝暦三年に村役人が佐藤家に依頼し、一石あたりの入立米を一・二石から一石に引き下げたこと。佐藤家が引き下げ後に「田方入立」と呼ぶことを躊躇していることから、もともと公定されていたことが分かる。②その際に佐藤家が必要になるまで「田畑山林居屋敷畑」を「入込」にしたこと。これは、それまで「入込」ではないことを示す。「田地御入用」云々は佐藤家が「直支配」するのか、支配人に委託するのか、ということであろう。③もともと割地制を敷いていたこと。④先年の割地で村方が願ひ、支配人が鬪を引いて小作することにしたこと。⑤佐藤家が「直支配」するときには、「平均」（地均し）した上で、持高に応じてひとまとまりの反別を「引所」、つまり鬪を引いたこと（岩手村の言い方では「引くじ」）にすることを約束していること。⑥地主と支配人・小作人が個々に直接折衝するのではなく、村が介在すること。

元来、「軒前制」の村は、「田畑山林居屋敷畑」の「入込」を前提とし、田・畑・山・屋敷などが有機的に結び付い

表5 宝暦11年岸海村の入立米の算用

支配人	入立米	石高	備考
吉郎右衛門	蔵米 2.805	2.55	仁郎右衛門前
権右衛門	蔵米 2.607	2.37	
忠左衛門	蔵米 3.564	3.24	
同人	蔵米 7.3981	6.7255余	
吉左衛門	蔵米 1.6104	1.464	
九左衛門	蔵米 1.1	1.0	伊左衛門前
丑右衛門	蔵米 3.7	3.3636余	
平石衛門	蔵米 1.1	1.0	小作役支配入上
金左衛門	蔵米 2.035	4.458	
同人	蔵米 0.55	0.5	
同人	蔵米 2.2	2.0	定石衛門前 金左衛門前
8人	11口 28.6695	29.671余	

[出典] 佐2545

[備考] 金左衛門の4石余以外の「石高」は史料に記載はないが、入立米から計算したもの。入立米とは別口の利米は省略した。

た、ひとまとまりの「権利」の体系を前数で表していた。岸海村では宝暦年間になってから、支配人を前提とした地主・小作関係が展開する中で、前数と異なる「石高」単位で田・畑・山・屋敷を有機的に結び付け（入込）、より安定した地主・小作関係の構築を目指しているといえよう。支配人の立場に立つと、割地で圃を引き、個々の小作地に有機的に結び付いた「権利」体系の委託を受け、より安定的に拡大した「支配」権を獲得したことになる。

次に宝暦十一年（一七六二）の「巳年岸海村貴殿懸持田地算用目録」（佐二五四五）を見てみよう（表5）。岸海村の

庄屋金左衛門が、佐藤家に提出した入立米算用の明細を記した目録である。表中の「石高」は史料に記載はないが、一石あたり一・一石として入立米から計算した。支配人は八人で、合計十一口の入立米を得ている。「誰々前」というのは、質置人と支配人が一致しない場合に、質置人の名前を明記したものである。その記載がないのは、両者が一致する場合である。金左衛門に「金左衛門前」の記載があるのは、金左衛門が三種類の支配を請け負っているため、それぞれ区別する必要があるためと思われる。注目したいのは、庄屋金左衛門の「小作役支配入上」である。金左衛門の口座は次のような記載になっている。

〔史料〕

金左衛門 ⑩

高四石四斗五升八合

一、納米式石三升五合

小作役支配入上

定右衛門前

一、同 五斗五升

巳入立

金左衛門前

一、同 式石式斗

同

メ四石七斗八升五合

この「小作役支配入上」は金左衛門の記載部分にしかなく、他の支配人は「巳入立」だけである。石高の合計から考えると、「巳入立」は入立米（貢租諸掛＋作徳米）であり、この高四石余の「入上」は、作徳米だけを計上していると考えられる。¹³⁾

化政期になると佐藤家と岸海村金左衛門との間で、返済金と作徳米の滞りをめぐる争論が起きている（佐三九五七）。佐藤家の主張によると、「去文化十四丑年鴈海村懸持高之内高五石余由緒有之金左衛門江地所讓地ニ相渡候代金」六八両余の一部が未納になっており、その利米と掛持田地の作徳米四俵余も滞っているという。表5の「入上」の四石余は、金左衛門が何らかの「由緒」を持つ土地（高）であり、家との結び付きが特別に強かったと思われる。割地との関連は分からないが、岩手村の「門前」高に該当するのではないか。岸海村では「巳入立」を負担しているのが支

配人であり、「田畑山林居屋敷畑」の有機的に結び付いた「権利」の体系として「支配」を請け負っていた。金左衛門は四石余の高については、作徳米と年貢米を分けて処理し、その分については支配人一般よりも強い権限を及ぼしていたのではないか。

3 芋嶋・上灰庭新田村の事例

軒前―割地制村落は岩手村を事例に既に検討したが、芋嶋村の事例を加えてさらに詳しく見てみよう。上灰庭新田村(村高七七石余)は、十七世紀後半に芋嶋村から分村したが、元禄五年(一六九二)に再び合併し、その後は芋嶋村の枝郷の地位にあつた。両方併せると村高四九四石余になり、比較的規模の大きな村である。

明和五年(一七六八)に芋嶋村は、佐藤家と黒岩村星野家に「田地質地極メ証文」(端裏書)を提出している(佐三五二六)¹⁴。ここで注目したいのは次の箇条である。

〔史料〕

一、当村之儀、元文金通用被仰付候時節、方卷前高拾式石六斗四升五合、方田畑居屋敷色高共ニ質代金六拾兩ニ而拾年季質物ニ相渡シ、田地御入用衆中ハ引揚ケ御手作被致、又者小作支配ニ御入立候地主者支配人江手当として田畑居屋敷色高共ニ引請、年貢米・大豆・小物成・其外他郷居村諸普請等ニ至迄万事懸り物請合支配人方ニ而上納相勤、為作徳米御蔵米拾式俵ツ、郷蔵所江納込地主江相濟来り申所、近年米穀甚下直ニ相成、上納銀并郷中諸懸り銀・居村諸入用銀・普請人足賃銀等相納候に代米夥敷相払不申候而者卷前当り高之出銀調達成兼申候、元文年中、近年迄右作徳米拾式俵ツ、請合候而茂支配人勝手之筋有之候得共、近年者一向所務無之甚及迷惑ニ申候、依之

是方末々御私領ニ罷成居候内者蔵米拾俵ツ、役支配ニ請合申度、尤此以後田地質入ニ致シ候者ハ質代金五拾兩請取り可被申旨、各村方々地主中江御頼被仰入被下度御願申候得ハ右之趣地主江被仰頼候所、何れ茂納得被下被下候段御申渡被成忝存候、此以後徳米壹合壹勺たり共年延ニ不致、急度相済可申候事

(中略)

一、上灰庭新田儀畑方相応ニ有之、役支配之者勝手之筋有之候へハ諸上納万事懸り物相勤、只今迄之通り壹前ニ付作徳米三俵ツ、郷蔵所江納込相済可申候、尤質代金之儀引下ケ無之是迄之通拾五兩ニ可被請取様ニ御申入被成候所、是又何れ茂納得被致候旨御申渡シ被成忝存候、此上徳米年延等ニ而少茂指滞申間敷候事

一、芋嶋村・上灰庭新田共ニ地主方地方入用ニ付引上ケ被申候共、質地通例之通地主之勝手次第候間引渡方少茂指滞申間敷候、右請合役支配ヲ例格ニ引付入組ケ間敷儀毛頭申間敷候

同じ史料全体を使い、省略部分も含めて高沢裕一は、次の諸点を指摘している(高沢①論文)。^①諸契約は地主対村中の関係になっていること。^②小作地と質地との間で作徳米の区別がないこと。これは質置人の権限が強く存続することを意味する。^③入立米から貢租諸掛と地主徳米を差し引いたものが、「勝手之筋」^④「所務」^⑤支配人得分になること。^④耕地耕作の管理は全て支配人の裁量に任されていること。高沢の指摘に学びつつ、岩手村と比較する上で他に注目したいのは次の諸点である。

⑤芋嶋村では明和期になり、質代金と一前あたりの作徳米が共に引き下げられていること。岩手村でも一前あたりの質代金は約一二〇両から一〇〇両に引き下げられているが、入立米は一三石で変化がない。この点に大きな違いがある。芋嶋村では③にあるように支配人得分は可変的であり、対して地主得分(「作徳米」)は一二俵(「四・八石」)の

ち一〇俵(一四石)と一定になっている。貢租諸掛を除いた純粋な地主得点が一定量に決められている。この条件下では、小作契約の上で米価の低下や諸入用の増加は、支配人・小作人にだけ影響を与えることになる。地主にはその影響が作徳米の滞納として現れることになろう。そのために地主も作徳米の引き下げに応じ、一方で滞納や重ねての引き下げ願いを厳しく戒めているのである。対して、岩手村では入立米、つまり作徳米プラス貢租諸掛の総量が一定になっている。小作契約の上で米価などの影響は、地主と支配人の両方に現れることになる。そのために、岩手村ではこの時期に入立米の引き下げが見られないのではないか。

ところで、芋嶋村にも岩手村と同じように二種類の小作地があった。明和一年(二七六四)の「芋嶋村・上灰庭新田田畑山居屋敷反別附」(佐二〇六二)という史料がある。割地の耕地プロックの名前や一圃毎の反別、一圃毎(「反別基準」小作地)の入立米が書き上げられている。芋嶋村の田方は反別九反四畝二四歩、入立米一〇・三九石であり、上灰庭新田の田方は反別三反三畝一〇歩、入立米三・二石である。岩手村では村外の地主にも入立米で処理していたが、芋嶋村は、村外の地主には地主得点を一定にする方式、村内では入立米方式を採っていたと考えられる。

次に⑥は、上灰庭新田村の一前あたりの地主得点が、三俵(一・二石)で引き下げがない点である。「畑方相應三有之」ことによるという。史料では分からないが、芋嶋村では、畑方は支配人得点として地主が作徳米を回収しないことになっていた。明和一年の例で、芋嶋村には有歩二六四歩の畑方、三〇〇歩の居屋敷がある。上灰庭新田には六五〇歩の畑方があり、本村の芋嶋村よりも広い畑が付いていた。支配人得点は田方の入立米から貢租諸掛と地主得点を除いたもの、それに畑方の入立米から貢租諸掛を除いたものの二種類があった。

最後に⑦は、地主の小作地処分権を強調・確認していることである。これは逆に処分権の不安定・未確立を示している。岩手村と同じように地主は小作地を「直支配」にし、手作の進展は条件を失っているとしても、一圃毎に貸借

する「反別基準」小作地とした方が入立米を多く回収することができた。しかし、地主が村外の支配地を「直支配」に変更することは容易ではなかった。佐藤家の場合、近世全体を通して、米山寺村・芋嶋村・下灰庭新田村・赤沢村などの岩手村の隣村に見られるだけである。このうち、米山寺村は佐藤家が天和検地で名請している可能性が高く、比較的長い期間の「直支配」を行っていた。芋嶋村は安政二年（一八五五）になり、一部の「直支配」が実現する。赤沢村では十八世紀前半の一時期に見られるだけである。

4 その他の村の事例

苧高―割地制村落は、米作単作地帯によく見られる「苧高制」、それに越後国で広く実施されている「割地制」を併せて導入している村である。「苧高制」は、反別や石高で耕地の規模・生産力を把握するのではなく、ある耕地のまとまりごとに苧束を決め、苧束毎に作徳米何石・年貢諸掛何石などと定める方式である。寛政十二年（一八〇〇）の赤沢村では、一〇〇苧あたりの高一・六六四八三九二八五石になっており、一〇〇苧あたりの入立米は一・一五石に定まっていた。この入立米は明らかに作徳米プラス貢租諸掛である。同年の佐藤家の持高二三・三〇七七五石も苧高では一四〇〇束と表示することができる。このタイプの村の質地契約・小作契約などは、①タイプの前数と同じように苧高が基準になっていたと考えられる。ただし、「苧高制」と「割地制」との相互関連についてはよく分からない。

新田―非割地制村落は、「割地制」を実施していない新田村落である。新田村落の土地制度のあり方は多様であり、今後の課題としたい。

5 小括

軒前制・苧高制・「石高制」は、田・畑・山・屋敷が有機的に結び付いた「権利」体系の単位ということに共通点がある。もちろん、結び付き方自体にも幅があり、一様ではない。諸村支配地の地主・小作関係も岩手村内と同じように、①地主の「直支配」、②支配人への委託方式があり、②がほとんどである。②の場合、「権利」体系の結び付きを前提とした「名・高基準」小作地として一律に捉えることができる。高一石に満たないような規模の小さな掛持高であっても、「権利」体系の結び付きを前提としており、他地域の小作契約と同一視してはならない。

入立米を比較すると、苧高一〇〇束はほぼ石高一石余に該当し、入立米は共に一・二石前後で一致する。米一・二石は俵数で三俵であり、有歩三〇〇歩の「反別基準」小作地の入立米に一致する。しかし、注意すべき点は、「反別基準」小作地は、「権利」体系から切り離された単体の耕地の貸借であり、相対的に地主の権限が強く、入立米も高く設定されているのである。

当地域の支配人の本質は、地主の管理が行き届かないところで、現地で耕地の管理を委託することにあるのではない。多様な単位で表される「権利」体系の請負にあるといえよう。当地域では、大地主の質地集積が著しく進展する享保から宝暦・明和年間に、「権利」体系の結び付き方の整備・確認が行われている。地主は地主・小作関係の安定を目指す必要がある、村は支配人の権限を確保することによる経営の安定化を目指すことが求められた。その結果、「直支配」を拡大しようとする地主の潜在的な願望に反し、支配人制度が広く「確立」することになった（成立ではない）。

支配人の請負契約の内容にも幅があり、入立米を公定するもの、地主得分のみを公定するものがある。金納分は支配人に完全に委任する場合も多く、米納分に比べてさらに幅が大きい。現象的には、地主が作徳米（利米）を受け取

るだけの関係という側面も有した。しかし、ほとんどの村では村入用も含めた金納分の諸掛の明細・総額が地主に通知され、個々の支配人が納入した額や過不足を記した明細(目録)が届いた。地主がその決算を承認しなければ、それぞれの村の諸算用は完結しなかつたのである。

第三節 芋嶋村の支配人

1 芋嶋村の支配人とその変遷

佐藤家の五代平六(惣左衛門)は、宝暦年間に佐藤家の地主としての成長過程を確認する証文改めを行い、宝暦十一年「田畑入立名所書留牒」(佐九〇三四―一)という史料に集約している。同史料の芋嶋村の項目を見てみよう。質置人毎に、当主の名前、質取の年月、芋嶋村と上灰庭新田の別、年季、前数が記されている。そして、最後に支配人のリストが付いている。諸村支配地で、このようなリストが付いているのは芋嶋村だけである。

その支配人のリストを表6で整理した。他家名義に移った質入分の支配を見てみると、断絶の二家分は、与一右衛門と彦次右衛門、只右衛門前は弟、七郎右衛門前を与一右衛門、平三郎名を甚兵衛が支配している。「質入前数」は、支配人が質入した前数と支配前との対応関係を示している。基本的に質置人が、質入分を直支配していることが分かる。他家支配(譲渡)分を見てみると、六兵衛へは佐藤家質取分から芋嶋一前分の分与があり、金左衛門前から〇・三七五前、直右衛門前から〇・二五前、六郎右衛門前から〇・三七五前である。また、彦三郎へは、佐藤家質取分から七郎右衛門前芋嶋〇・二五前の譲渡があつた。

表6 宝暦期の芋嶋村の支配人

名前	本田 新田	支配前 (前)	納米 (石)	他家の質入分を 支配しているもの	質入前数	質入のうちの 他家支配分
四郎右衛門	芋嶋	0.25	1.2	四郎右衛門兄只右衛門名	芋嶋0.25(兄分)	—
	灰庭	?	?	—	?	—
	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	—
六郎右衛門	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	六兵衛譲渡分0.375
	灰庭	0.5	0.6	—	灰庭0.5	—
与一右衛門	芋嶋	0.25	1.2	七郎右衛門前	—	—
	芋嶋	0.25	1.2	—	芋嶋0.25	—
	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	—
	灰庭	0.25	0.3	李左衛門(断絶)分	—	—
	灰庭	0.5	0.6	李左衛門(断絶)分	—	—
太右衛門	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	—
	灰庭	0.5	0.6	—	灰庭0.5	—
	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	—
安左衛門	芋嶋	0.125	0.6	—	芋嶋0.125	—
彦次右衛門	芋嶋	0.125	0.6	利左衛門(断絶)名	—	—
	灰庭	0.583	0.7	利左衛門(断絶)名	—	—
	芋嶋	0.5	2.4	—	芋嶋0.5	—
孫八	芋嶋	0.25	1.2	—	芋嶋0.25	—
与左衛門	芋嶋	0.5	2.4	—	—	—
金左衛門	灰庭	0.5	0.6	—	灰庭0.5	六兵衛譲渡分0.375
三左衛門	灰庭	0.333	0.4	—	灰庭0.333	—
七郎右衛門	灰庭	0.166	0.2	—	灰庭0.166	彦三郎譲渡分0.25
又次郎	灰庭	0.5	0.6	—	灰庭0.5	—
甚兵衛	灰庭	0.25	0.3	平三郎名	—	芋嶋0.875(=六兵衛)
彦七	灰庭	0.25	0.3	—	灰庭0.25	—
米右衛門	灰庭	0.5	0.6	—	灰庭0.5	—

[出典] 佐9034-1

[備考] 直小作にならないのは、甚左衛門の芋嶋0.375・六郎右衛門の芋嶋0.375・文左衛門の芋嶋0.25(全て六兵衛に譲渡)、平三郎の灰庭0.25(六兵衛が担当)、断絶した李左衛門・利左衛門、七郎右衛門の芋嶋0.25(彦三郎に譲渡)、平三郎の灰庭0.25。

表7 芋嶋村の支配人の変遷

宝暦11年	寛政4年	寛政12年	文政10年	天保2年	天保3年	弘化2年
甚兵衛 与一右衛門 安左衛門 六郎右衛門 三左衛門 与左衛門 四郎右衛門 彦七 太右衛門 彦次右衛門 七郎右衛門 又次郎 米右衛門 孫八 金左衛門	林右衛門 与一右衛門 常右衛門 三左衛門 助兵衛 半右衛門 重左衛門 文藏 又右衛門 六郎右衛門 勘左衛門 庄三郎 吉左衛門 為右衛門 吉兵衛	孫右衛門 甚兵衛 安左衛門 常右衛門 吉郎右衛門 半右衛門 助左衛門 八右衛門 又右衛門 六郎右衛門 勘左衛門 庄三郎 吉右衛門 津右衛門 三左衛門	林右衛門 安左衛門 金左衛門 三左衛門 津右衛門 幾右衛門 助左衛門 八右衛門 又右衛門 六郎右衛門 曾右衛門 久左衛門 徳右衛門	林右衛門 久兵衛 与一右衛門 安左衛門 吉郎左衛門 幾右衛門	林右衛門 久兵衛 与一右衛門 安左衛門 吉郎右衛門 幾右衛門	孫左衛門 久兵衛 与一右衛門 安左衛門 吉郎左衛門 助二郎
15人	15人	15人	13人	6人	6人	6人

〔出典〕佐2132、2139、2141、8254、9034、11049、11825

支配人のうちで最も多く支配を請け負っているのは、与一右衛門であり、彦次右衛門、与左衛門が次いでいる。支配人一五人のうち、高を所持しているのは六人である。持高が最も大きいのは、高一五石余で組頭を勤める彦次右衛門である。残りの九人が無高の支配人である。持高と支配前の対応関係はない。

次の表7では、宝暦十一年から弘化二年（一八四五）までの支配人の変遷を示した。人数を見ると、文政十年（一八二七）までは一五人あるいは一三人で、天保一年（一八三〇）以降になると、六人である。この間に大きな画期があることが分かる。佐藤家の掛持高を見てみると、宝暦十一年（一七六一）が高四一石余、寛政十二年（一八〇〇）が高七八石余、弘化二年が高三六石余である。十八世紀末までに二倍近くまで増加するが、支配人の数は変化なく、その後には高は半分減少し、支配人の数も半減している。以下、この間の変化に注目していこう。

2 貢租諸掛と作徳米の算用

ここでは、芋嶋村への掛持高の貢租諸掛米納分と作徳米の算用について見てみよう。芋嶋村は、地主に渡す作徳米を公定している点に特徴があった。次の史料は、寛政四年(一七八二)に芋嶋村の庄屋が、佐藤家に提出した入立米算用目録である(佐一一〇四九)。

〔史料〕

(前略)

一、米八石四斗三升

林右衛門本田巻前

内

巻斗巻升五合

虫付悪作引

六石三斗巻升五合

庭帳切入

小以六石四斗三升

残式石也

下り

(中略)

一、米四拾石七斗三升九合八勺

庭帳取

一、同四斗五升巻合五勺

本田仲間年貢

一、同四升五勺

新田仲間年貢

合四拾石式斗三升巻合八勺

有米

内

米三拾式石九斗六升八合

上納引

同式斗三升九合八勺

冥賀米引

小以三拾三石式斗七合八勺

差引八石式升四合

過米

此俵式拾俵式升四合

場帳切入

この年の佐藤家の掛持高は、芋嶋分四・一二五前、灰庭分五・〇前である。支配人全員の一人分を書き上げてあるが、例として林右衛門分を示した。「中略」以降は、史料の最後に全体を集約した部分である。林右衛門の米八・四三石は、芋嶋一前分の納めるべき入立米であり、明らかに「名・高基準」小作地としての入立米である。また、省略した部分も含めて、全員分を整理したのが表8である。表中の「納米」はそれぞれの支配前に比例していること、「庭帳切入」はそれぞれの支配前に対応していないこと、の二点が分かる。各支配人の「庭帳切入」の合計が引用史料の「庭帳取」に一致している。その「庭帳取」に共有地からの「仲間年貢」を加えた「有米」が、庄屋が受け取った現物の米であろう。この他に、各支配人名義の「御蔵小札廻り」と「上小野勘右衛門手形かへ」という二種類の手形上の米が、庄屋の手元を集められていた。

表8で問題となるのは、「下り」であろう。「下り」は全員にはなく、一人のうちに一人に記載があり、合計は米七・三六〇二石である。それぞれの支配前との対応関係はない。可能性があるのは、①支配人の滞納分、②地主得分(付記3)であろう。「下り」という呼称から、②の一部に該当すると思われる¹⁵⁾。支配人は地主得分の全てを「庭帳切入」に充てるのではなく、その一部を村に納入していたことになる。

表8 芋嶋村の入立米算用(寛政4年)

支配人	支配前(前)		納米 (石)	庭帳切入 (石)	御蔵小札廻り (石)	※1 (石)	差引残 (石)	残の処理
	芋嶋	灰庭						
林右衛門	1.0	—	8.43	6.315	—	—	2.0	「下り」
又右衛門	0.125	—	1.05375	1.05	—	—	0	—
吉兵衛	0.25	—	2.1075	1.7	0.4	—	0	—
庄三郎	—	0.5	1.6	1.4	—	—	0.2	「下り」
吉左衛門	—	0.5	1.6	0.8	0.8	—	0	—
与一右衛門	0.625	0.916	8.2025	5.5725	1.6	—	1.0108	「下り」
六郎右衛門	0.125	0.5	2.65375	2.35	—	—	0.3	「下り」
助兵衛	0.375	0.25	3.96125	2.35	0.8	—	0.8	「下り」
為右衛門	0.5	0.25	5.015	4.0767	—	—	0.9233	「下り」
重左衛門	0.625	0.583	7.13545	3.9167	—	3.2	0	—
常右衛門	—	0.5	1.6	1.3119	—	—	0.2881	「下り」
三左衛門	—	0.333	1.0667	0.6987	—	—	0.368	「下り」
勘左衛門	0.5	0.166	4.7483	3.0683	1.6	—	0	—
半右衛門	0.5	—	4.215	2.5	—	1.6	0.1	「下り」
文蔵	0.5	0.5	5.815	3.63	—	0.8	1.37	「下り」
合計	5.125	5.0	59.2042	40.7398	5.2	5.6	6.9922	—

【出典】 佐11049

【備考】 「※1」は「上小野勘右衛門手形かへ」。「—」は請負・記載なし。「虫付悪作引」と「諏訪平悪作引」は省略したので、納米との差引が合致しない。

次に、天保一年(二八三〇)分を見てもみよう(佐二二七七)。この年の佐藤家の掛持高は、芋嶋分一・六七五前と灰庭分二・〇前で、佐藤家が納めるべき納米の合計は米一五・一六四五石である。この年には、庄屋与左衛門が作成した「米方目録」、それに支配人の代表林右衛門が作成した「支配人目録」という二種類の史料がある。それぞれ表9と表10で整理した。両者を比較すると、「支配人目録」(表10)の中の「庭帳切入」の数値と「米方目録」(表9)が一致することが分かる。支配人それぞれの「庭帳切入」が支配前に比例していないのは、寛政四年分(表8)と同じである。支配人は、入立米の全てを「場帳」で決済するのではなく、貢租諸掛米納分に相当する米量をそれぞれ「庭帳切入」として計上してい

表9 芋嶋村の米方目録 (天保1年)

納人	納米	備考
本田仲間	0.5565	悪作引拾貳ケ一
林右衛門	3.4705	
又右衛門	0.12	
与一右衛門	4.8577	
吉郎左衛門	1.5888	
保左衛門	0.9277	
幾右衛門	0.3815	
幾右衛門	0.039	
久兵衛	3.3789	
小計	15.3206	

〔出典〕佐1277

衛門は、佐藤家の支配人ではなく、この米一・二石は純粹な利米である。

芋嶋村では、入立米の全てを「場帳」上で決済し、地主の佐藤家が年々の地主得分を一定量取得するだけ、という形ではなかった。村に納入するのは貢租諸掛米納分に相当する量と地主得分の一部だけである。地主得分の大部分は庄屋管轄外であり、支配人から特定の支配人の手元に送られ、その支配人が自分の内蔵に「積預り」の形で保管していた。

佐藤家が久兵衛名を直支配に変更するときに、「安政二卯年久兵衛名直支配ニ付本新田畑入立歩附字銘々調立」(佐三七九六)という史料を作成している。

〔史料〕

近世の「地主制」と質地慣行(舟橋)

ることが分かる。表9「米方目録」の合計一五・三二〇六石は、年貢諸掛納米一五石余を除くと、僅か米〇・一五四一石の「過」しかない。しかも、表9では省略したが、その「過」分も支配人のひとり「吉郎左衛門へ渡ス」ことになっている。「米方目録」を作成する庄屋は、年貢諸掛米納分だけを進退しているのである。表10の「支配人目録」では、支配人林右衛門が預かった「林右衛門内蔵入」は、四・五五四六石で、表では省略したが、史料には「徳米」と記されている。⁽¹⁶⁾佐藤家の地主得分は、庄屋ではなく、有力な支配人林右衛門が進退していることが分かる。ちなみに、表9の「米方目録」だけに登場する又右

表10 芋嶋村の支配人目録 (天保1年)

支配人	支配前 (前)		納米 (石)	庭帳切入 (石)	林右衛門内蔵入	差引 (石)	備考
	芋嶋	灰庭					
林右衛門	0.5	—	4.312	3.475	0.8	0	皆済
保左衛門	—	0.583	1.8666	0.9276	0.5	0.4	不足
与市右衛門	0.375	0.916	6.1677	4.8577	0.9	0	皆済
吉郎左衛門	0.25	0.125	2.5563	1.5888	1.0541	0	皆済
幾右衛門	—	※1	0.8115	0.3815	0.4	0	皆済
久兵衛	0.375	0.5	4.8344	3.3789	0.9	0.002	過

[出典] 佐1277

[備考] 悪作引は省略した。※1は「是ハ新田拾式ヶ壱差引残」。

(前略)

本新田仲間方取分共ニ

合米拾壱石壱斗五合四勺

惣入立

米八石六斗四合六勺

本田入立

此訳

同壱石六斗

新田入立

小以米十石式斗四合六勺

差引

米九斗八勺

別段ニ支配料分如此

「本田」は芋嶋村分であり、「新田」は上灰庭新田分である。前略部分では、芋嶋一前分と灰庭分〇・五前分の入立米・歩附・字(二圖)が書き上げられている。入立米の量は、全て「反別基準」小作地としての入立米である。引用部分の「合米」が、書上部分の単純な合計であり、「小以」が「場帳」で決算する貢租諸掛と地主作徳米の合計になっている。そして最後に支配料「米九斗八升」が算定されている。この支配人得分は、(A)省略した書上部分の「反別基準」小作地の入立米の合計から、(B)「名・高基準」小作地の入立米を除いた分である。支配人は、(B)「名・高基準」小作地

として請け負い、さらに中小作として小作人に(A)「反別基準」小作地として貸し出していた。そのA Bの差額が支配人得分になっていたのである。芋嶋村一前と灰庭分〇・五前で、二俵余の支配料を得ることができた。支配人の支配料は、①「名・高基準」小作地と「反別基準」小作地の入立米の差額、②入立米から貢租諸掛・地主得分を除いた残分、③畑方の収穫から貢租諸掛を除いた残分、の三者から成り立っていたのである。

地主・村・支配人・小作人の関係を整理しよう。支配人は、自分の免前と請け負った支配前分の耕地の合計を、①自分の手作・②他への「反別基準」小作地に振り分ける。小作人は、支配人に「反別基準」小作地の入立米を納める。支配人は、地主に「名・高基準」小作地として請け負っているので、「名・高基準」と「反別基準」の入立米の差額が支配人の取分になる。支配人は村に貢租諸掛米納分に相当する米量を納め、大部分の地主得分を別個に集約する。村は佐藤家に貢租諸掛の目録を渡し、支配人は貢租諸掛も含めた全体の目録を渡す。岩手村の事例と比べると、岩手村では、村外の地主でも支配人・小作人間の「反別基準」小作地も「場帳」で、つまり村レベルで決済していた。他の諸村支配地の中心、米山寺村と下灰庭新田村も同様に「場帳」決済である。

他の村に比べると、芋嶋村では、地主得分に対して地主が独自の権限を及ぼしている。支配人が、地主の編成をより強く受けているように見える。そのため、本節の冒頭に見たように、「田畑入立名所書留牒」(佐九〇三四―一)で、芋嶋村だけに支配人リストが付いていたのである。しかし、その「より強い編成」の内容が問題となろう。

3 久兵衛名の直支配

芋嶋村の有力な支配人林右衛門は、天保十三年(一八四二)に次の「一札」を佐藤家に差し出している(佐三七九六)。

〔史料〕

差出し申一札之事

本田五分

一、高六石三斗貳升貳合五勺八才

上灰庭新田五分

一、高壹石三斗四升七合七勺四才

右者貴殿当村 掛持高之内書面之久兵衛名当寅年者田畑山共拙者下差配仕候、然ル上久兵衛行立候上者同人方へ相返可申候、為其一札如件

天保十三寅年二月

芋嶋村

願主 林右衛門 ㊦

加判人 吉郎左衛門 ㊦

同 保左衛門 ㊦

岩手村

(佐藤) 友右衛門殿

注目したいのは以下の諸点である。①加判人の二人は佐藤家の支配人であり、村役人は加判に加わっていないこと。②契約の内容が、支配人久兵衛の「下差配」権Ⅱ支配権の貸借であること。③久兵衛が「行立」ことになったら返上することを、佐藤家に対して保証していること。この「一札」の前数を中心に、安政二年(二八五五)以降に佐藤家

は、久兵衛名（芋嶋分一前・灰庭分〇・五前）を直支配することになったのである。重要なのは、佐藤家と久兵衛との関係であろう。

結論を先に述べれば、久兵衛は佐藤家と特別の関係にある。久兵衛Ⅱ六兵衛であり、前述したように、佐藤家掛持高のうち芋嶋分一前の譲渡を受けている。本来は岩手村の百姓であったが、享保年間に芋嶋村に移住している。久兵衛家は、①七郎右衛門―②六兵衛―③甚兵衛―④六兵衛―⑤甚兵衛―⑥久兵衛を名乗り、②六兵衛の代に芋嶋村に移った。①七郎右衛門は天和検地の時点は不明であるが、貞享二年（二六八五）の時点で岩手村に高一石余（Ⅱ一前）、元禄九年（二六九六）に高八・五石余（Ⅱ〇・七五前）を所持している。天和検地から辿れないことから考えると、佐藤家から高の分与を受けて自立した家のひとつと考えられよう。岩手村には②六兵衛の子の松兵衛が残り、明治まで存続して佐藤姓を名乗る。また、④六兵衛は岩手村嘉七家からの髡養子で、岩手村嘉七も明治まで存続して佐藤姓を名乗る。岩手村嘉七は岩手村の「無田支配人」の最初のひとりでもある。

芋嶋村において佐藤家は、このような特別の関係がある久兵衛名だけを、安政二年（二八五五）に至って漸く直支配に変更することができたのである。¹⁷⁾

4 小括

本来は対応する芋嶋村の村方文書を併せて検討する必要があることは言うまでもない。そこに大きな限界があり、不十分な分析に止まっている。

芋嶋村は米山寺村・赤沢村と同じように、郷藏の所在地である。米山寺村は一貫して「場帳」決算であり、常に佐藤家の米山寺村の掛持高分を上回る佐藤家名義の米が集められていた。芋嶋村では、「場帳」では年貢諸掛相当分の

米が決済され、その分は庄屋が進退していた。その他に、「場帳」で決済しない作徳米が、「下り」や「林右衛門内蔵納」分として別に存在し、支配人の代表が地主の指示を受けて進退したのである。この違いには、佐藤家の諸村支配地の入立米決済における、それぞれの郷藏が占める位置を勘案する必要がある。天保年間以降に、芋嶋郷藏組に属するのは、芋嶋・上灰庭新田・城腰・黒岩・狸平・猿毛・中山・下灰庭新田・横山の八カ村であり、佐藤家の持高は合計六〇石程度である。米山寺郷藏組に属するのは、米山寺・岩手・高畑・水野の四カ村であり、佐藤家の持高は計二〇〇石を超えている。¹⁸⁾ 芋嶋村の名主が芋嶋村の貢租諸掛相当分しか進退しないことは、芋嶋郷藏組に属する村々の入立米を(現物の米としては)芋嶋郷藏で決済していないことを示している。芋嶋村に膨大な掛持高を所持する巨大地主の黒岩村星野家との関係も含め、今後の課題としたい。

芋嶋村では、質置人が支配人になる直小作が基本であり、年季切れ後もその関係が継続していく。質地と小作地との間で入立米の違いは見られず、容易には質地小作が「普通小作」に転化しないことを意味する(地主的土地所有の不安定・未成熟の第一段階)。文政末年以降になると、支配人の再編成が行われ、支配人は特定の家筋に固定されていく。しかし、佐藤家が直支配に変更することは容易ではなく、佐藤家と何らかの「由緒」がある久兵衛名に限り、安政二年(一八五五)に直支配が実現する。前代よりも地主の権限は進展したが、「普通小作」への全面的な転化には至っていない(第二段階)。

佐藤家の芋嶋村への掛持高は、地主得分は地主の進退の下にあり、支配人も地主から、より強い編成を受けていた。しかし、その地主の権限の強さは、他の村と比較した場合の相対的評価であり、あくまでも地主の権限は大きく制限されていたことに違いはない。佐藤家は、最も強く権限が及ぶ岩手村でも、諸村支配地の中では最も強く権限が及ぶ芋嶋村でも、内容は異なるものの、地主制・村請制・割地制の「三位一体」の体制の相互関連の強い制約を受け続け

たのである。十九世紀になり、地主的土地所有は進展し、「三位一体」体制の弛緩も見られるが、三者の連環は強く保たれていくといえよう。部分的に「普通小作」化に成功したとしても、地主は「永小作」問題に直面することに⁽¹⁹⁾なる。

おわりに

近世期の「地主制」の内部構造を解明するためには、少なくとも米山寺村・下灰庭新田村も併せて検討する必要がある。本稿で判明した限りという大きな限定の下ではあるが、見直しも含めて整理していきたい。

当地域では従来より指摘されてきたように、村毎に土地制度が異なっていた。本稿では類型的把握によつて共通点と相違点を併せて検討することを試みた。多くの村では、「村請制」(年貢取得体系)・「地主制」(小作慣行+作徳米取得体系)・「割地制」の三者が密接に連環した「三位一体」の体制になっており、幕末期には弛緩も見られるが、本的には地租改正まで三者の連環は保たれていく。その体制下における土地に対する権限は、田・畑・山・屋敷が有機的に結び付いた「権利」体系になっており、村毎に「軒前」数・「荊高」数・「石高」数等が「権利」体系の特有の単位になっていた。さらに、この「権利」体系は、地主・支配人間で二重化していたのである。

地主の土地集積がほぼ完了する十八世紀中期以降になり、地主・支配人関係の再編・再確認が行われている。相対的に支配人の権限を強化する側面も有し、支配人の地位・権限の固定化・安定化が進行していく。「名・高基準」小作地は、「権利」体系の単位毎の下請負であり、「反別基準」小作地は、「権利」体系から切り離された土地片の貸借である。「名・高基準」小作地を請け負うのが支配人であり、「反別基準」小作地を借り入れるのが小作人である。し

かし、支配人・小作人の経営は両方の小作地によって成り立っており、支配人と小作人が別の階層として存在しているわけではない。「支配人＋小作人」としてひとつの経営体を成り立たせていたのである。階層的には、有力な「支配人＋小作人」、一般の「支配人＋小作人」に分かれていたといえる。「名・高基準」小作地は、①質地年季中の直小作、②質流れ後に質置人が小作を続ける「直小作」、③質地とは無関係の「普通小作」、の三形態があった。当地域では、質置人の権限が強固に存続し、①②③の境界が曖昧な点に大きな特徴があった(地主的土地所有の不安定・未成熟の第一段階)。幕末維新时期になると、一部に「普通小作」化等地主的土地所有の進展が見られたが、やはり境界は曖昧であった。質地地主・小作関係の進展により、当地域の「分割所有権」のあり方は、さらに複雑化していくのである。

個々の村の内部を見ると、土地制度のあり方はやはり一様ではない。多くの村には特定の家と何らかの「由緒」で結び付いた土地があり、他の一般の土地とは異なつた経過を辿っていく。岩手村の門前・湯本名請高、それに岸海村の金左衛門高がその例である。一般の土地と比べると、質置人の権限が長く存続し、容易には地主的土地所有は進展しない。地租改正に際し、地主は「由緒」ある高(土地)を一部切り離す形で対処して「普通小作」化を実現すると考えられる。

特有の単位で示される「権利」体系は、それぞれがさらに有機的に結び付いている。その全体を集約し、個々の体系を束ねる立場にあるのが村落共同体である。近世の村落共同体について最も一般的な「山と水の共同体」という把握の仕方は、実態よりも「普通小作」への転化を過大に評価しており、土地に対する近世社会固有の「権利」体系の存在を軽視しているのではないかと考える。全国的に無年季の質地請戻慣行が検出できるのは、多くの地域において流地が「普通小作」に転化することが難しかったことを示している。⁽²⁰⁾近世期の「地主制」は、特別な「由緒」を持つ

高（土地）、「普通小作」化の進展度が異なる高（土地）等、様々に性格の異なる高（土地）の上に成り立っていたのである。

当地域について丹羽邦男が想定したような、地主が単なる作徳米取得権者に近い存在という評価は、当地域の「地主制」の特質を示す表現として不適切である（丹羽②書）。もちろん、そのような地主・小作関係を内部に含み込んでいること自体を否定するわけではない。また、「権利」体系の二重化で実際の管理は支配人が担当しており、質地と小作地の混同等によって支配人の権限は強いことも事実である。岩手村・米山寺村・芋嶋村・上灰庭新田村は佐藤家が常に高二〇石以上の掛持高を所持しており、佐藤家の権限が強く及ぶ村々と考えられる。しかし、佐藤家が作徳米取得権者に特化しているわけではない。むしろ、そのような事態は極めて少量の掛持高を所持する村々や「由緒」の高（土地）に対して見られる現象である。そのような現象が「地主制」全体の特徴を示すものではなく、多様な内部構造の一部に含んでいると捉えるべきであろう。

ある地主の「地主制」の内部構造に即して、極端に支配人の権限が強い事例、あるいは極端に地主の権限が強い事例を、全体から切り離して個別に分析する場合には、全体の多様性に対する配慮が必要になるのではないか。ひとつの村を対象にした個別分析も同様であろう。

最後に残された課題について述べておきたい。ひとつは、十七世紀から十八世紀半ばの時期についてである。「三位一体」の体制の成立過程は大きな課題であろう。もうひとつは、地租改正前後の時期についてである。私的所有権の公認・割地制の禁止・地租改正の一連の政策は、当地域にも「普通小作」への転化を一気に促進することになったと考えられる。佐藤家の諸村支配地に即して具体的にその過程を説明していきたい。

【補註】

- (1) 高沢裕一①「地主制形成期の小作地経営について」(読史会創立五十年記念「国史論集」、一九五九年)、高沢②「米作単作地帯の農業構造」(堀江英一編「幕末・維新の農業構造」、岩波書店、一九六三年)、高沢③「割地制度と近世的村落」(「金沢大学経済論集」六、一九六七年)。以下、それぞれ高沢①論文のように略記する。
- (2) 丹羽邦男①「形成期の明治地主制」(塙書房、一九六四年)、丹羽②「土地問題の起源」(平凡社、一九八九年)等。
- (3) 特に頸城郡については、中山清①「明治前半期米作単作地帯における地主的土地所有の展開」(「史窓」四五、一九八八年)、中山②「質地騒動と地主的土地所有」(「史窓」四六、一九八九年)、中山③「頸城質地騒動前後」(「歴史学研究」六三六、一九九二年)、中山④「近世後期における地主的土地所有の展開」(「史窓」五〇、一九九三年)、中山⑤「幕末期頸城平野における大地主経営の構造と展開」(「史窓」五二、一九九五年)、中山⑥「地主的土地所有の構造と地主経営」(「史窓」五五、一九九八年)、中山⑦「米作単作地帯における巨大地主の展開過程に關する研究」(平成8年度科学研究費補助金(基礎研究C)研究成果報告書、一九九七年)、中山⑧「近世大地主制の成立と展開」(吉川弘文館、一九九八年)等。
- (4) 渡辺尚志①「近世村落共同体に關する一考察」(「歴史評論」四五二、一九八七年、のち渡辺「近世の豪農と村落共同体」(東京大学出版会、一九九四年)所収)、渡辺②「近世村落共同体をどうとらえるか」(歴史科学協議会編「歴史における家族と共同体」、青木書店、一九九二年、のち渡辺「近世村落の特質と展開」、校倉書房、一九九八年、所収)、渡辺③「地主的土地所持と村落共同体」(渡辺編「近世米作単作地帯の村落社会」、岩田書院、一九九五年、「佐藤家論集」と表記)、渡辺④「村落史研究の新しい展開のために」(渡辺編「新しい近世史4・村落の変容と地域社会、新人物往来社、一九九六年)等。
- (5) 舟橋「村落構造とその変容」(前掲「佐藤家論集」)。
- (6) 松永靖夫①「近世における地割制度」(「地方史研究」九五、一九六八年)、松永②「近世越後南部の懸持地主の差配」(「信濃」五八五、一九九八年)。
- (7) 前註(5)舟橋論文。本稿では、佐藤家文書から引用するときには、本文中に「佐〇〇〇」と史料番号を挿入

する。

- (8) 岩手村を含む中頸城郡の平均反収は、大正年間でも一・七石代で推移する。

- (9) 古島敏雄「日本農業史」(岩波書店、一九五六年)三四四頁。佐藤誠朗「近世後期における米作単作地帯の地主経営」(『史学雑誌』七四―四、一九六五年)等。

- (10) さらに米の品質として重要な問題は、「大唐米」である。「大唐米」は中世に輸入されたインディカ米で、劣悪な条件の下でも一定量の収穫を得ることができた。「大唐米」は全て「町米」として処理されていたはずである。

- (11) 幕末維新期の岩手村について、別稿を準備している。

- (12) 志村洋「越後地主地帯の大庄屋制支配」(前掲「佐藤家論集」)参照。

- (13) 高沢①論文では、金左衛門の「入上」と他の「入立」との差を支配給と定めた想定している。しかし、本論のように考えるべきであろう。金左衛門を含めた全員が支配人である。

- (14) 高沢①論文では年欠の写を使用し、寛保二年(一七四二)直後と推定していた。年号付の本紙が再発見され、明和五年(一七六八)とした。渡辺尚志氏の御教示

を得た。

- (15) 別稿で検討するように、「下り米」という用語を作徳米の意味で使用している例がある。この場合の「下り」も作徳米のことであろう。ただし、付記3を参照。

- (16) 林右衛門は、明和三年(一七六六)の時点で高三〇石余を所持する村内第二位の高持百姓である。しかし、村役人は勤めていない。「星野」姓を名乗っており、佐藤家と黒岩村星野家との間の貸借関係も仲介している。おそらく黒岩村星野家と同族であり、芋嶋村の有力百姓なのではないか。また、寛政八年(一七九六)に芋嶋村に郷蔵が設置された。林右衛門の預米は、郷蔵所在村への「置米」に該当すると思われる。後藤雅知「年貢米納入システムと郷蔵組」(前掲「佐藤家論集」)を参照。ただし、郷蔵設置以前にも「下り」が存在していた。

- (17) 「久兵衛名」は「岩手名」とも呼ばれている。

- (18) 前掲註(16)後藤論文、および表5を参照。

- (19) 別稿を参照のこと。

- (20) 丹羽①書では、「普通小作」に立脚していない「地主制」を全国的に検出し、比較検討している。また、無年季的質地請戻慣行については、白川部達夫「日本近世の村と

百姓的世界」（校倉書房、一九九四年）参照。

〔付記1〕本稿は、「明治三年岩手村の村方騒動と支配人」という節があり、明治初年の岩手村の分析が付いていた。紙幅の関係で全て省略したので、別稿として準備している。併せて参照していただければ幸いである。

〔付記2〕渡辺尚志氏と後藤雅知氏には、草稿をお読みいただき、様々な御教示を得ました。記して謝意を表したいと思います。

〔付記3〕松永靖夫氏には、完成稿をお読みいただきました。表8の「下り」について、頸城郡では滞納分を意味するという御教示を得ました。本稿でもそのように変更したいと思います。したがって、事例を加えたり、記述を変更する必要がありますが、大幅な改稿は控え、その解釈の変更を明記しておきたいと思います。また、関連して新たな論点も派生してきますが、別の機会に論じることになります。（初校に際して）

